

1 下水道使用料改定の内容

改定時期

令和6年4月1日 / 令和7年4月1日

※各年の3月31日以前から継続して使用されている方は、**6月以降の検針分から「新使用料」となります。**

改定率

使用されている方の急激な負担増とならないよう、令和6年度から2か年で、段階的に改定します。

1年目(令和6年4月1日)の改定率	8%
2年目(令和7年4月1日)の改定率	10%(改定前から18%)

18%

新使用料適用時期

★は、最初の新使用料支払月

令和6年3月31日以前から継続してご使用の方

	3月	4月	5月	6月	7月	8月
偶数月 検針地区		検針		検針		検針
	旧使用料		新使用料		新使用料	
奇数月 検針地区	支払月		支払月		★支払月	
	検針		検針		検針	
偶数月 検針地区		旧使用料		新使用料		新使用料
		支払月		支払月		★支払月

令和6年4月1日以降に使用開始された方

	3月	4月	5月	6月	7月	8月
偶数月 検針地区		検針		検針		検針
		使用開始 新使用料	新使用料		新使用料	
奇数月 検針地区			★支払月		支払月	
		使用開始 新使用料	新使用料		新使用料	
偶数月 検針地区			検針		検針	
			★支払月		支払月	

改定後の下水道使用料(1か月あたりの使用料)

従量制(水道メーターで計測)

区分 (1月につき)	汚水量	使用料 (改定前)	使用料(R6.4.1~) 改定率 8%	使用料(R7.4.1~) 改定率 18%
基本料金	0~8m ³	1,320円	1,419円	1,551円
超過料金 (1m ³ につき)	9~16m ³	158.4円	170.5円	185.9円
	17~25m ³	191.4円	205.7円	225.5円
	26~50m ³	209.0円	225.5円	246.4円
	51~100m ³	231.0円	248.6円	271.7円
	101~200m ³	255.2円	275.0円	300.3円
	201~500m ³	277.2円	299.2円	326.7円
	501m ³ ~	303.6円	327.8円	357.5円

※消費税込み

人数制(水道メーターで計測しない場合) ※主に「井戸水」を使用している場合

世帯区分	使用料 (改定前)	使用料(R6.4.1~) 改定率 8%	使用料(R7.4.1~) 改定率 18%
1人世帯	1,986円	2,134円	2,343円
2人世帯	3,163円	3,410円	3,729円
3人世帯	4,341円	4,686円	5,115円
4人世帯	5,518円	5,951円	6,501円
5人世帯	6,696円	7,227円	7,898円
6人世帯	7,873円	8,492円	9,284円
7人以上世帯	9,051円	9,768円	10,670円

※消費税込み

例 2か月で40m³の汚水を流した場合の使用料(消費税込み)

改定前 6,704円 → 令和6年4月1日(8%) 7,210円
令和7年4月1日(18%) 7,880円

例 2人世帯の2か月の使用料(消費税込み)

改定前 6,326円 → 令和6年4月1日(8%) 6,820円
令和7年4月1日(18%) 7,458円